主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

論旨は、違憲をいう点もあるが、その実質は事実誤認、単なる法令違反の主張を出でないものであつて(原審の認定した事実関係の下においては、本件土地を開拓適地と判断したことは相当であつて、当審においてもこれを首肯できる。)、すべて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	=	郎